

リユース EV 運用実証に関する連携協定書

鳥取市（以下「甲」という。）、智頭石油株式会社（以下「乙」という。）及び住友三井オートサービス株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がパートナーとして、密接に連携・協力することにより、脱炭素に向けた取組や省エネルギーな暮らし・事業活動を進め、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、乙及び丙は、次の事項について甲と連携して、調査・研究、提案、情報提供、情報発信などに取り組むものとする。

- （1）次世代自動車導入による低炭素型・循環型まちづくりの推進に関すること
- （2）脱炭素先行地域で取り組むリユースEVのリース事業、充放電設備導入等によるEV化の促進のための提案
- （3）公用車へリユースEVを導入して行う「リユースEVの運用実証」に関すること
- （4）その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

（取組方法）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議を行う。

2 丙は、前条に定める事項の一部を、丙の関係会社に実施させることができるものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく各当事者の活動に要する費用は、原則として当事者各々の負担とする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年7月31日までとする。

2 甲、乙又は丙は、書面により相手方の同意を得ることにより、本協定を解約することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は第三者（丙の関係会社を除く。）に開示、漏洩してはならない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議のうえ決定する。また、甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議のうえ書面をもって変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月10日

甲 鳥取県鳥取市幸町 71 番地
鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

乙 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 640 番 1 号
智頭石油株式会社
代表取締役 田中 康崇

丙 東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号
住友三井オートサービス株式会社
代表取締役社長 佐藤 計

以下余白